

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

「一般名処方」とは

一般的な名称により処方箋を発行すること。

お薬の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること。